

体験型観光プログラム利用促進業務基本仕様書（案）

1 業務名

体験型観光プログラム利用促進業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

3 目的

近年、旅行者のニーズは、「モノ消費」から「コト消費」にシフトしていることから、本市では来訪者の滞在時間の延長に繋がる体験型観光プログラム（以下「体験プログラム」という。）の情報発信を強化してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による人々の移動の制限により、広島県内における5月の体験プログラム利用者数は前年同月比約90%減となるなど、事業者の経営状況は危機的な状況となっている。

このため、国の「Go To キャンペーン」や本市の「プレミアム付き宿泊券発行事業」の実施に合わせて、広島広域都市圏での体験プログラムの利用に特化した割引クーポンを発行し、来訪者に利用を促すことで、経営状況が悪化している体験プログラム提供事業者への経済支援とするとともに、来訪者の滞在時間の延長、さらには宿泊の増加に繋げ、消費の需要喚起を図る。

4 定義

この基本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「体験型観光プログラム」

レジャーやアクティビティ、伝統文化体験等の観光体験商品。ただし、単に料理を提供するサービスや施設の入館料等の観光要素又は体験要素のない体験は除く。

(2) 「オンライン予約サイト」

体験プログラムの予約ができるオンライン上のサイト。

(3) 「割引クーポン」

オンライン予約サイト上で、体験プログラムの予約時に利用料金の一部として充当できるクーポン。

5 業務概要

(1) 広島広域都市圏での体験プログラム商品に利用できる割引クーポン（最大50%割引）をオンライン予約サイトで発行する。

(2) 割引クーポンの発行にあわせて、体験プログラムの積極的な利用を促進することを目的とした販売促進プロモーションを実施する。

6 委託業務の内容

(1) 割引クーポンの発行

ア 発行期間は本市の指定する日から令和3年2月28日（日）までとする。発行開始日については、本市と協議の上決定する。

イ 割引クーポンの利用期間は発行日から令和3年3月31日（水）までとする。

ウ 割引クーポンの対象となる商品は、オンライン予約サイト上で販売されている体験プログラム商品とする。商品の実施場所及び実施事業者の所在地はともに広島広域都市圏内*とする。

※ 広島広域都市圏構成市町

広島県:広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県:岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

(計 11 市 13 町)

エ 割引クーポンはオンライン上で発行し、利用者が商品を予約する際に利用料金の一部として充当すること。

オ 割引クーポンの割引率は最大 50%とし、種別は別表のとおりとする。

カ 割引クーポンの発行枚数は別途本市と協議の上、決定する。なお、割引クーポンの利用状況を考慮し、本市と協議の上、割引クーポン原資分の金額の範囲内で種別ごとに発行枚数を見直しできるものとする。

キ 対象商品が割引クーポンの対象である旨を、利用者に分かりやすいようにオンライン予約サイト上で表示すること。

ク 割引クーポンが期間内にクーポン原資額の上限に達した場合、その時点をもって発行を終了すること。

(2) 販売促進プロモーションの実施

ア 割引クーポンの対象商品の積極的な利用を促すことを目的とした各種プロモーションを実施すること。(例：LPの制作、インターネット広告、メルマガ配信 等)

イ 販売促進プロモーションの実施期間は、割引クーポンの発行日から令和 3 年 2 月 28 日(日)までとする。ただし、割引クーポンが期間内に発行終了した場合は同日をもって販売促進プロモーションも中止する。

ウ 実施する販売促進プロモーションの内容は本市と協議の上で決定する。

7 契約金額について

(1) 委託料のうち、事務手数料及び販売促進プロモーションに係る費用は 1 社あたり 330 万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、別途割引クーポン原資分を加える。なお、割引クーポン原資分の金額については契約相手決定後に別途通知する。

(2) 委託業務終了時に割引クーポンの未使用分や事務経費の不用分が生じた場合、相当額(割引クーポン原資分、事務経費の不用分)を減額して委託料を支払う。

8 成果物の著作権等

契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、同一性保持権等本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市に承諾を得たときはこの限りではない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

9 利用者への対応

委託期間中、利用者から本業務に係る問合せや苦情があった場合、事業者の責任において、速やかに対応することとし、本市に報告すること。

10 実施状況等報告書

月ごとに割引クーポンの発行状況や販売促進プロモーションの実施内容、販売実績等を記載した業務実施状況報告書を作成し、翌月 5 日(3 月については当月末)までに本市に提出すること。3 月については、発行日から 3 月末までの割引クーポンの発行状況や販売促進プロモーションの実施内容、割引クーポン原資分の決算内容、割引クーポンを発行したプラン名の一覧等を記載した実績報告書を作成し、前述の業務実施状況報告書と同時に提出すること。

11 その他

- (1) 本委託業務を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に掲げる事項及び委託業務に関し違反したとき又は誠実に履行する見込みがないと本市が認めたときは、契約を解除する。
- (3) 本市は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (4) 社会情勢等を原因として、本市から本業務の一部又は全部について休止又は中止する旨の指示があった場合は速やかに指示に従うこと。
- (5) 社会情勢等を原因として、本市から割引クーポン利用者の地域制限を行う旨の指示があった場合は、速やかにオンライン予約サイト上で利用者を制限する説明文の掲載や対象の利用者しか利用できないようにシステムを変更する等の対応をすること。
- (6) 体験プログラム実施事業者（販売事業者）に対して、十分な感染防止対策を実施させること。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、その都度協議の上、実施するものとする。

別表 クーポンの種別

クーポン額面	利用可能商品価格
1,000 円	2,000 円以上
2,000 円	4,000 円以上
3,000 円	6,000 円以上
5,000 円	10,000 円以上
7,000 円	14,000 円以上
10,000 円	20,000 円以上